

法学セミナー 刑事訴訟法

逮捕後の手続

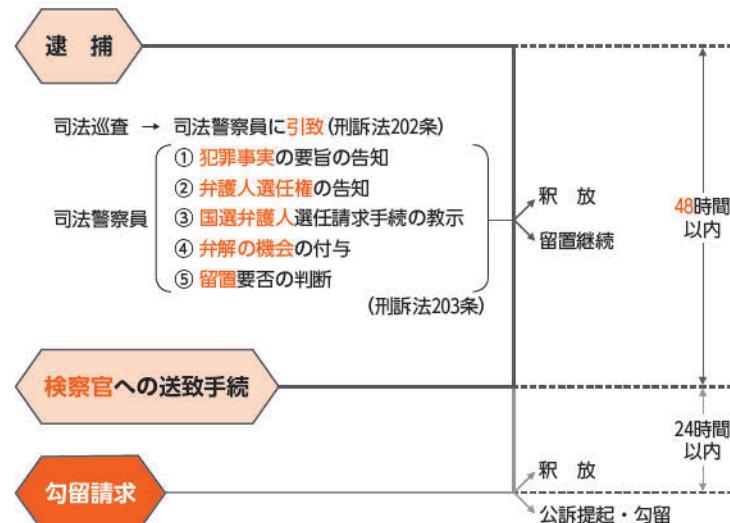
S・Aとリンク!!
TOPのS・A[17]、
TOP・MPDのS・A[20]を
一緒に勉強しよう！



検察事務官又は司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、検察事務官はこれを検察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない(刑訴法202条)。

司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない(刑訴法203条1項)。

概要



引致

1 意義

被逮捕者の身柄の措置を決めるために、権限のある司法警察員の下に強制的に被逮捕者を連れて行くことをいう。

2 目的

司法警察員が、被逮捕者に対し、逮捕事実の要旨を告知し、かつ、弁護人選任権を告知して弁解の機会を与えるとともに、自ら留置継続の要否を判断することにある。

知つ得メモ

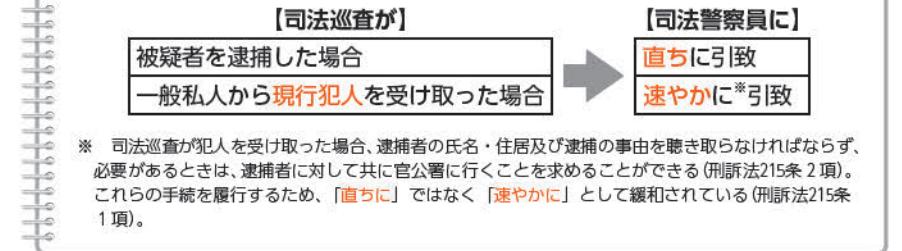
引致の相手方と場所

【相手方】

当該事件を処理することとなる事件主管課(係)等の司法警察員である。

【場所】

弁護人選任権を告げる司法警察員がいる警察署とすべきである。その主な理由は、被逮捕者の円滑な接見交通・防衛権行使を保障するためである。



引致を受けた司法警察員の手続

1 犯罪事実の要旨の告知

被逮捕者が弁解をするために必要な程度に具体的に犯罪事実の要旨を告知する。

2 弁護人選任権の告知

逮捕した被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人がいないときは、弁護人を選任できる旨(その申出先)を告げる(刑訴法203条2項・3項)。

既に被疑者に弁護人がいるときは、弁護人選任権を告げる必要はありません。



解 答

A巡査部長による拳銃の発射行為は、
違法な発砲である。



警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる(警職法7条本文)。

拳銃の使用

拳銃の使用とは、**殺傷能力**のある拳銃を、**本来の用法**に従って用いることをいい、以下の態様が拳銃使用に該当します。

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| ① 相手に向けて 拳銃を構える 拳銃規範 5条 | ② 威嚇射撃等 をする 拳銃規範 7条 | ③ 相手に向けて 拳銃を撃つ 拳銃規範 8条 |
|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|

拳銃使用の要件(警職法)**1 人に危害を与えない態様で使用する場合**

① 犯人の逮捕若しくは逃走の防止、② 自己若しくは他人に対する防護、③ 公務執行に対する抵抗の抑止、のいずれかの目的を図るために、必要であると認める相当な理由のある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができます(警職法7条本文)。



職務質問の対象者は、盗難が疑われる自転車に乗車しているけど、拳銃不審者にすぎず、武器の使用を認めることはできないね。

**2 人に危害を与える態様で使用する場合**

前記1に加え、次のいずれかに該当する場合、**人に危害を与える態様**で武器を使用することができます(警職法7条但書)。

- ① **正当防衛**又は**緊急避難**に該当するとき
- ② いずれかに該当し、他に手段がないと信じるに足りる**相当な理由**がある場合
 - ア 「**兇悪な罪**」の現行犯人等を逮捕する場合等
 - イ 通常逮捕する場合等

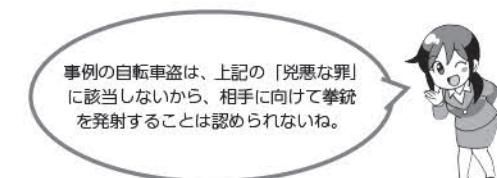
3 兇悪な罪の現行犯人等

「**兇悪な罪**」については、拳銃規範2条2項において次の罪が例示されています。

- ① 「内乱」等、不特定若しくは多数の人の**生命若しくは身体**を害し、又は**重要な施設若しくは設備**を破壊するおそれがあり、社会に**不安又は恐怖**を生じさせる罪
- ② 「殺人」等、人の**生命又は身体**に危害を与える罪
- ③ ①、②の罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど**著しく人を畏怖**させるような方法によって行われる罪



了解 その防犯登録番号はヒットしています

**拳銃使用の要件(拳銃規範)****1 拳銃を構える場合**

警職法7条**本文**に該当する場合、相手に向けて拳銃を構えることができます(拳銃規範5条)。

2 相手に向けて拳銃を撃つ場合

警職法7条**但書**に該当する場合、① **予告**、② **威嚇射撃等**の段階を経て(原則)、相手に向けて拳銃を撃つことができます(拳銃規範6条~8条)。